

障がい者の就労系障害福祉サービスにおける地域差

主任研究員 濱田 健司

1. はじめに

平成25年度より施行された「障害者総合支援法」は、個々の障がいのある者の日常生活および社会生活を支援することを目的とする。内容は個々の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分かれる。

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」がある。この訓練等給付の中に、企業等への就労を希望する者を対象に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」（以下、移行）、企業等での就労が困難な者に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援A型・B型（以下、A型・B型）」という事業がある。

移行では、最大で2年間の訓練を行い企業等へ就労させる。就労継続支援A型は、企業等での就労が困難な利用者と雇用契約を結び、最低賃金以上を支払うものである。就労継続支援B型は、A型より企業等での就労が困難な利用者であることが多いため、雇用契約を結ぶ必要はないものとなっている。

本稿では、障がい者の状況とこれら3つの

就労系障害福祉サービス事業所の都道府県ごとの展開状況について概観する。

2. 障がい者の状況

ここでは障がい者は身体・知的・精神に関する手帳を持つ者とする。平成26年度の「身体障害者手帳交付台帳登載数」は3,487,700人、「療育手帳交付台帳登載数」は771,984人、「精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」は803,653人で、合計5,063,337人となっている。

障がい者数が多いのは、東京都64.9万人、北海道26.0万人、大阪府25.9万人、埼玉県23.8万人、愛知県21.1万人である。少ないのは、高知県3.9万人、香川県3.9万人、鳥取県4.0万人、富山県4.3万人、石川県4.4万人である。

総人口に占める障がい者数（障がい者割合）でみると、割合が高いのは島根県7.3%、鳥取県7.0%、秋田県6.8%、佐賀県6.7%、徳島県・福井県6.6%である。反対に低いのは、神奈川県2.1%、愛知県2.8%、大阪府・岡山県2.9%、千葉県・静岡県3.0%で、全国平均は4.7%となっている。

比較的人口の少ない地域で障がい者割合が高く、人口の多い地域で低い傾向が窺えるが、割合は地域によって3.5倍差がある。

表. 障がい者の状況と就労系障害福祉サービス事業所の展開状況

	障がい者数	障がい者数/ 人口	A型	B型	移行		順位	A型事業所数/ 障がい者千人	順位	B型事業所数/ 障がい者千人	順位	移行事業所数/ 障がい者千人
北海道	260,379	4.8%	71	281	79	北海道	20	0.27	19	1.08	21	0.30
青森県	72,382	5.5%	31	103	39	青森県	8	0.43	7	1.42	6	0.54
岩手県	63,986	5.0%	20	82	16	岩手県	14	0.31	10	1.28	32	0.25
宮城県	73,089	3.1%	21	64	24	宮城県	16	0.29	34	0.88	18	0.33
秋田県	70,538	6.8%	6	48	14	秋田県	45	0.09	46	0.68	38	0.20
山形県	67,117	5.9%	16	89	29	山形県	23	0.24	9	1.33	9	0.43
福島県	92,273	4.8%	13	89	9	福島県	34	0.14	27	0.96	47	0.10
茨城県	125,402	4.3%	19	159	99	茨城県	33	0.15	12	1.27	1	0.79
栃木県	79,462	4.0%	9	79	42	栃木県	36	0.11	24	0.99	7	0.53
群馬県	68,703	3.5%	6	45	19	群馬県	44	0.09	47	0.65	27	0.28
埼玉県	238,216	3.3%	12	207	64	埼玉県	47	0.05	35	0.87	30	0.27
千葉県	188,832	3.0%	16	132	55	千葉県	46	0.08	45	0.70	26	0.29
東京都	649,053	4.8%	57	608	196	東京都	43	0.09	30	0.94	22	0.30
神奈川県	189,081	2.1%	18	141	39	神奈川県	42	0.10	42	0.75	37	0.21
新潟県	91,380	4.0%	10	117	61	新潟県	38	0.11	11	1.28	3	0.67
富山県	43,235	4.0%	14	37	10	富山県	12	0.32	37	0.86	34	0.23
石川県	43,743	3.8%	12	49	13	石川県	19	0.27	17	1.12	24	0.30
福井県	52,173	6.6%	46	55	33	福井県	1	0.88	20	1.05	4	0.63
山梨県	51,138	6.1%	8	60	30	山梨県	32	0.16	16	1.17	5	0.59
長野県	114,115	5.4%	19	154	36	長野県	30	0.17	8	1.35	19	0.32
岐阜県	102,691	5.0%	52	86	20	岐阜県	4	0.51	38	0.84	39	0.19
静岡県	111,613	3.0%	29	138	38	静岡県	21	0.26	13	1.24	15	0.34
愛知県	210,816	2.8%	66	156	50	愛知県	13	0.31	43	0.74	33	0.24
三重県	96,894	5.3%	45	143	12	三重県	5	0.46	4	1.48	45	0.12
滋賀県	56,851	4.0%	9	87	17	滋賀県	31	0.16	3	1.53	23	0.30
京都府	92,132	3.5%	16	79	17	京都府	29	0.17	36	0.86	40	0.18
大阪府	259,183	2.9%	27	211	58	大阪府	39	0.10	41	0.81	35	0.22
兵庫県	169,548	3.1%	32	169	37	兵庫県	26	0.19	23	1.00	36	0.22
奈良県	71,966	5.2%	7	51	10	奈良県	41	0.10	44	0.71	44	0.14
和歌山県	55,460	5.7%	14	46	9	和歌山県	22	0.25	40	0.83	41	0.16
鳥取県	40,107	7.0%	17	83	11	鳥取県	9	0.42	1	2.07	28	0.27
島根県	50,626	7.3%	23	73	15	島根県	7	0.45	5	1.44	25	0.30
岡山県	56,564	2.9%	23	51	6	岡山県	10	0.41	31	0.90	46	0.11
広島県	100,920	3.6%	19	105	34	広島県	27	0.19	21	1.04	16	0.34
山口県	74,281	5.3%	13	66	23	山口県	28	0.18	33	0.89	20	0.31
徳島県	50,158	6.6%	7	42	21	徳島県	35	0.14	39	0.84	10	0.42
香川県	39,400	4.0%	4	38	6	香川県	40	0.10	28	0.96	43	0.15
愛媛県	64,289	4.6%	18	62	17	愛媛県	18	0.28	29	0.96	31	0.26
高知県	38,958	5.3%	8	47	6	高知県	24	0.21	15	1.21	42	0.15
福岡県	165,526	3.3%	51	161	68	福岡県	15	0.31	26	0.97	11	0.41
佐賀県	56,002	6.7%	26	68	21	佐賀県	6	0.46	14	1.21	13	0.37
長崎県	76,980	5.6%	28	110	29	長崎県	11	0.36	6	1.43	12	0.38
熊本県	90,329	5.0%	76	91	47	熊本県	2	0.84	22	1.01	8	0.52
大分県	59,857	5.1%	17	67	22	大分県	17	0.28	18	1.12	14	0.37
宮崎県	62,409	5.6%	7	62	21	宮崎県	37	0.11	25	0.99	17	0.34
鹿児島県	103,389	6.2%	21	93	28	鹿児島県	25	0.20	32	0.90	29	0.27
沖縄県	72,091	5.1%	42	121	55	沖縄県	3	0.58	2	1.68	2	0.76
総数	5,063,337		1,121	5,105	1,604	平均		0.26		1.07		0.33
平均	107,731	4.7%	24	109	34							

出典：「福祉行政報告例」「衛生行政報告例」「社会福祉施設等調査」（以上厚生労働省）「人口推計」（総務省）

3. 就労系障害福祉サービス事業所の状況

次に都道府県ごとにA型事業所、B型事業所、移行事業所が障がい者数に対してどの程度展開しているのかをみる。ここでは障がい者1,000人当たりの事業所数（平成26年）からみていく。

(1) A型事業所

A型事業所（＝A型事業所数／障がい者数×1,000）では、多いのは福井県0.88、熊本県0.84、沖縄県0.58、岐阜県0.51、三重県0.46である。少ないのは埼玉県0.05、千葉県0.08、秋田県・群馬県・東京都0.09である。平均は0.26となっている。

(2) B型事業所

B型事業所（＝B型事業所数／障がい者数×1,000）では、多いのは鳥取県2.07、沖縄県1.68、滋賀県1.53、三重県1.48、島根県1.44である。少ないのは群馬県0.65、秋田県0.68、千葉県0.70、奈良県0.71、愛知県0.74である。平均は1.07となっている。

(3) 移行事業所

移行事業所（＝移行事業所数／障がい者数×1,000）では、多いのは茨城県0.79、沖縄県0.76、新潟県0.67、福井県0.63、山梨県0.59である。少ないのは福島県0.10、岡山県0.11、三重県0.12、奈良県0.14、香川県・高知県0.15である。平均は0.33となっている。

(4) 事業種類別の比較

1,000人当たりの事業所数を事業種類別にみると、平均ではA型事業所は0.26、B型事業所は1.07、移行事業所は0.33であることから、A型事業所はB型事業所の1／4、移行事業所はB型事業所の1／3と事業所数が相対的

に少ないことが分かる。

事業別のそれぞれの差（最少値～最大値）は、A型事業所は0.05～0.88、B型事業所は0.65～2.07、移行事業所は0.10～0.79と、地域によって大きな差がある。またA型（17.6倍差）と移行（7.9倍差）は、B型（3.2倍差）より差が大きくサービスの種類によっても差がある。

A型事業所が少ない都道府県は人口の集中している首都圏であるのに対して、同事業所が多い都道府県は地域によってばらつきがある。B型事業所および移行事業所も同様に、地域によってばらつきがある。

(5) 都道府県別の特徴

都道府県別の特徴をみていくと、沖縄県はA型、B型、移行ともに上位5位以内に入っている。三重県はA型およびB型、福井県はA型および移行が上位5位以内に入っている。一方秋田県・群馬県・千葉県はA型およびB型、奈良県はB型および移行が下位5位以内となっている。

4. まとめ

(1) 障がい者の状況

障がい者の数は人口の多い地域では障がい者割合でみると低く、反対に人口が少ない地域では障がい者割合が高い傾向が窺えるが、障がい者割合は地域によって大きく差がある。

(2) 就労系障害福祉サービス事業所の状況

就労系障害福祉サービス事業所の状況では、A型事業所が首都圏で少ないのは障がい者雇用（一般就労）の受け皿となる企業等が多いため、A型のニーズがそれほど高くない可能性がある。それに対して障がい者雇用の受け皿は多くはないがA型事業所の開設が進

んでいると考えられる地域では、かつての障害者福祉工場がA型事業所に転換したことがこの地域差につながっているという見方もできるが、雇用の意識が相対的に高い地域である可能性はあるだろう。

B型および移行の状況は地域によって差が大きくなっている。B型事業所は小規模作業所が転換したケースが多く、かつての地域差がそのまま残っている可能性がある。一方、移行は新しい事業であることから、地域ごとの移行に対する取組み状況が反映しているといえる。

(3) サービスへのアクセス

このように都道府県段階において障がい者割合だけでなく、就労系障害福祉サービスに関しても大きな地域差があることが明らかとなった。今後、さらなる調査研究を要するが、これは単なる地域差ではなく、地域における障がい者の就労系障害福祉サービス事業所へのアクセスの差につながっている可能性も否定できないであろう。これからは社会インフラを考える上で、各地域における公平な福祉サービスの提供という視点も留意していくことが必要となろう。